

【予備試験論文過去問 答案例】

『論文合格講座』で使用する教材です。論文合格講座では、予備試験の論文全過去問と旧司法試験過去問を中心に扱い、問題文の読み方、論点の抽出の仕方などの実践的な解法スキルを身に付けていただきます。

1

【条文の文言】

条文の文言は緑色でマーク。

2

【コア知識】

コアノート掲載のコア知識該当部分は、黄色でマーク。

3

【問題文掲載の事実】

問題文に掲載されている事実は、**実線**で表示。

4

【事実に対する評価】

問題文に掲載されている事実を評価した部分を、**点線**で表示。

この他にも、各問題に応じて、**現場思考で考えるべき内容**は青色など、適宜マークを施しています。

2024 論文合格講座

1 第2 説問2
1 まず、Fの胸部を押した行為は「暴行」(238条)に当たらないとの主張が考えられる。
2 事後強盗罪の「暴行」とは、通常の強盗と同様に解し、財物の強取に向けられた相手からの反抗を抑圧する程度の強度の暴行のことという。そして、その判断は、暴行・脅迫自体の客觀的性質により、一般人を標準に判断する。
3 甲の暴行は両手での胸部を一回押したにとどまり、それ自身は一般人からみて相手自身身体への危険性を感じさせるものではない。また、甲とFは共に35歳、女性であるが、Fは万引き犯の制圧にも対応する警備員であり、よりも体力的に劣ると考えられる事実はない。そうすると、甲の暴行は、Fの反抗を抑圧する程度の「暴行」ととはいえない。
2 次に、甲の暴行は窃盗の機会に行われたものではないとの主張が考えられる。
3 事後強盗罪の暴行・脅迫は、窃盗の機会になれることが必要である。原則として、窃盗の機会といえるためには、時間的・場所的に窃盗行為に接続した範囲内で行われたことを要するが、多少の場所的・時間的距離があっても犯人が現場から引き続き追跡を受けているなど、窃盗の現場の継続的延長があるとみられる状況の下で暴行・脅迫行為がなされたとしても、窃盗の機会であると認定できる。
3 本件では、甲は、その場から走って逃げ出し、E店を出てから約3分後、E店から約400メートル離れた公園にたどり着き、同所でE店から追ってくる人がいないかどうかをうかがっていたところ、約10分間誰も追ってこなかった。よって、Fの暴行は、その間に何らかの方法で強制的にE店から離れていたことを示すものではないと認められる。
3 さらに、液晶テレビの窃盗は未遂にとどまるから、事後強盗罪も未遂にとどるとの主張が考えられる。
4 事後強盗罪の既遂・未遂によって、本罪の既遂・未遂も決定される。なぜなら、通常の強盗罪の既遂・未遂の判断基準が財物取得の有無に置かれる以上、これに準ずる事後強盗罪の場合も強盗の場合と同様でなければならぬからである。
4 本件では、甲は、万引きが叶わぬように液晶テレビをトートバッグに入れているが、まだ店内にとどまっている状態であり、その一部ははみ出た状態で、一見して商品を持っていることが分からぬばかりでなく、犯行の一部始終が目に見えているため、Fによる占有回復が考えられる以上、いまだ液晶テレビが甲の事實的支配下に移転したとはいえない。よって、液晶テレビの窃盗は未遂にとどり、事後強盗罪も未遂にとどまる。

● コア各論7.5
● コア各論7.6
● コア各論8.6
● コア各論8.7
● コア各論8.8

以上

LEC東京リーガルマインド

- 2 -

無断複数・複数を禁じます

44

Link

問題を解決するために欠くことのできない知識は、コアノートから導くことができます。

※教材はサンプルです。
実際の教材とはデザイン・仕様が一部異なる場合がございます。

予備試験論文過去問答案例のPOINT

フルカラーを採用

答案内で色分けを施し、答案がどのような構成でできているかを一目で把握することができます。

「コア」知識を使いこなす

合格答案を作成するためには「コア」知識を丸暗記するのではなく、理解をして問題に応じて使えるようになる必要があります。したがって、答案例をもとに、コアノート掲載の知識が答案ではどのように使われているのかを分析することで使いこなし方を修得していきます。未知の問題にも対応できる応用力を養成していきます。

LEC専任講師が監修

答案の作成にはLEC専任講師が携わり、実際の合格者レベルを踏まえて、実践的に時間内に書き上げることができる内容になっております。